

給水装置工事設計施行基準改訂 対照表

新					旧					備考欄
第4章 設計 （管の取り出し） 第12条 配（給）水管から給水管を分岐して取出す場合は、給水管の口径に応じてサドル付分水栓・割Ｔ字管又はＴ字管（鋼管（ＳＰ）管の場合は、溶接短管）を使用し、次の各号の基準により施工するものとする。 （１～３） （略） （４） <u>口径 50mm 以上の</u> 配水管から給水管を分岐する場合は、 <u>給水管の</u> 口径 20mm～40mm については、サドル付分水栓を使用すること。口径 50mm 以上の取出し方法は、別に定める。 （５） （略） （６） 配水管の管種及び口径による取出し管種と口径は、次のとおりとする。					第4章 設計 （管の取り出し） 第12条 配（給）水管から給水管を分岐して取出す場合は、給水管の口径に応じてサドル付分水栓・割Ｔ字管又はＴ字管（鋼管（ＳＰ）管の場合は、溶接短管）を使用し、次の各号の基準により施工するものとする。 （１～３） （略） （４） 配水管から給水管を分岐する場合は、口径 20mm～40mm については、サドル付分水栓を使用すること。口径 50mm 以上の取出し方法は、別に定める。 （５） （略） （６） 配水管の管種及び口径による取出し管種と口径は、次のとおりとする。					
配水管 口 径 (mm)	配 水 管 管 種	給 水 管 取出し口径 (mm)	給 水 管 取 出 し 管 種	備 考	配水管 口 径 (mm)	配 水 管 管 種	給 水 管 取出し口径 (mm)	給 水 管 取 出 し 管 種	備 考	
40 以下	HIVP VLGP	20	LCP PEP PP2	サドル付分水栓以外での分岐可	50	HIVP VLGP PEP	20、25	LCP PEP PP2		
50	HIVP VLGP PEP	20、25	LCP PEP PP2		75	HIVP PEP SP CIP	20 ～ 40	LCP PEP PP2	取出し口径が 50mm 以上は、別に定める。	
75	DIP	20 ～ 40	LCP PEP PP2 SSP			DIP		LCP PEP PP2 SSP		
100	HIVP PEP SP CIP	20 ～ 50	LCP PEP PP2	取出し口径が 50mm 以上は、別に定める。	100	HIVP PEP SP CIP	20 ～ 50	LCP PEP PP2		
	DIP		LCP PEP PP2 SSP			DIP		LCP PEP PP2 SSP		
150	PEP	20 ～ 75	LCP PEP PP2		150	PEP	20 ～ 75	LCP PEP PP2		
200	SP CIP		LCP PEP PP2 DIP		200	SP CIP		LCP PEP PP2 DIP		
	DIP		LCP PEP PP2 SSP DIP			DIP		LCP PEP PP2 SSP DIP		
200 ～350	SP	20 ～150	LCP PEP PP2 DIP	同上	200	SP	20 ～150	LCP PEP PP2 DIP	同上	
	DIP		LCP PEP PP2 SSP DIP		～350	DIP		LCP PEP PP2 SSP DIP		

給水装置工事設計施行基準改訂 対照表

新	旧	備考欄
注 1) 表中の PEP は、配水用ポリエチレン管 PE100（融着継手） 注 2) PEP からの取出しは、EF 式サドル分水栓を使用し施工する。 注 3) SP からの取出しについては、絶縁継手を使用し施工する。 注 4) 給水管の分岐は、本管口径から 2 口径サイズダウンした口径以下とする。 <u>（本管口径 40mm 以下の場合は 20mm で取り出すこと）</u> 注 5) 表中の VLGP は、SGP-VB・VD 及び SGP-PB・PD をいう。 ※ 非金属配水管からの取出管種は、非金属管が望ましい。 （7） （略） 第 5 章 工事施工 （配管） 第 13 条 （1）～（15） （略） （16）家屋内配管については、ヘッダー配管・先分岐工法等、<u>申込者</u>に長所・短所を十分説明し、了解を得た上で選択し、施工すること。 第 15 条 （1） （略） （2） 単独栓の場合は止水栓を設置し、メーター筐内のメーターの<u>二次</u>側にメーターバルブを設置すること。2 戸（栓）以上の場合も分岐位置に第 2 止水栓を設置することが望ましい。 （3） 給水管口径 40mm 以上の給水装置については、メーターの<u>二次</u>側にも止水栓を設置すること。 （4） 住宅団地造成等において市長が特別に認めた舗装先行で給水管の取出しをする場合は、道路と宅地の境界に近接する宅地内 <u>50cm</u> 以内に止水栓	注 1) 表中の PEP は、配水用ポリエチレン管 PE100（融着継手） 注 2) PEP からの取出しは、EF 式サドル分水栓を使用し施工する。 注 3) SP からの取出しについては、絶縁継手を使用し施工する。 注 4) 給水管の分岐は、本管口径から 2 口径サイズダウンした口径以下とする。 注 5) 表中の VLGP は、SGP-VB・VD 及び SGP-PB・PD をいう。 ※ 非金属配水管からの取出管種は、非金属管が望ましい。 （7） （略） 第 5 章 工事施工 （配管） 第 13 条 （1）～（15） （略） （16）家屋内配管については、ヘッダー配管・先分岐工法等、<u>申請者</u>に長所・短所を十分説明し、了解を得た上で選択し、施工すること。 第 15 条 （1） （略） （2） 単独栓の場合は止水栓を設置し、メーター筐内のメーターの<u>上流</u>側にメーターバルブを設置すること。2 戸（栓）以上の場合も分岐位置に第 2 止水栓を設置することが望ましい。 （3） 給水管口径 40mm 以上の給水装置については、メーターの<u>下流</u>側にも止水栓を設置すること。 （4） 住宅団地造成等において市長が特別に認めた舗装先行で給水管の取出しをする場合は、道路と宅地の境界に近接する宅地内 <u>0.5m</u> 以内に止水栓等	

給水装置工事設計施行基準改訂 対照表

新	旧	備考欄
等を設置しなければならない。また、止水栓<u>二次側</u>にキャップを施工すること。 (防護工) 第 18 条 給水管の防護工事にあたっては、次の各号に掲げるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 露出する部分は<u>金属管又は屋外用被覆付き管を使用し</u>、防寒防露及び防熱の保護を施し、グリップ又はフック等をもって固定させること。 (5)～(9) (略) <u>第 19 条</u> <u>給水装置を廃止する場合は、分岐部（サドル付分水栓、チーズ等）から撤去すること。改造工事等により、新たに配水管から分岐し直す場合も同様とする。</u> 第 6 章 特殊器具の取扱い 第 <u>20</u> 条 特殊器具の取扱い及び接続については次の各号に掲げるところによる。 (1)～(2) (略) (3) 給湯器等、特殊器具を接続するときは、その<u>一次側</u>に逆流防止器具を設置すること。 (4)～(5) (略) 第 7 章 流末装置 第 <u>21</u> 条 (略) 第 8 章 製図 第 <u>22</u> 条 製図 (1)～(2) (略) (3) 図面 ア～イ (略) ウ メーター<u>二次側</u>配管図 メーター<u>二次側</u>配管については、使用材料が分かるよう正確に立面図を表記すること。 <u>(削除)</u>	を設置しなければならない。また、止水栓<u>下流</u>にキャップを施工すること。 (防護工) 第 18 条 給水管の防護工事にあたっては、次の各号に掲げるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 露出する部分は、防寒防露及び防熱の保護を施し、グリップ又はフック等をもって固定させること。 (5)～(9) (略) (新設) 第 6 章 特殊器具の取扱い 第 <u>19</u> 条 特殊器具の取扱い及び接続については次の各号に掲げるところによる。 (1)～(2) (略) (3) 給湯器等、特殊器具を接続するときは、その<u>上流側</u>に逆流防止器具を設置すること。 (4)～(5) (略) 第 7 章 流末装置 第 <u>20</u> 条 (略) 第 8 章 製図 第 <u>21</u> 条 製図 (1)～(2) (略) (3) 図面 ア～イ (略) ウ メーター<u>一次側</u>配管図 メーター<u>一次側</u>配管については、使用材料が分かるよう正確に立面図を表記すること。 <u>エ 家屋内給水管寸法表記</u> <u>XPEP 等分岐から給水用具まで継手のない配管については、その全長の寸法を記載する。ただし、立上り・立下りについては寸法に「±」を付けて記載すること。</u>	

給水装置工事設計施行基準改訂 対照表

新	旧	備考欄																									
工 オ (略) (略) 附 則 この基準は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この基準は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この基準は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 2 この基準の施行日前に条例第 5 条第 1 項の承認を受けた給水装置工事については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1 この基準は、令和 6 年 11 月 18 日から施行する。</u> <u>2 この基準の施行日前に条例第 5 条第 1 項の承認を受けた給水装置工事については、なお従前の例による。</u> 別表 1 第 1 給水管及び継手規格 <table><tr><th>管 種</th><th>規 格</th><th>呼び径(mm)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>CP 銅管</td><td rowspan="3">直管 JWWA H101 継手 JWWA H102</td><td rowspan="3">13. 20. 25</td><td>I 型銅管 防食テープ巻き、修繕用</td></tr><tr><td>LCP 被覆銅管</td><td>II 型銅管 L タイプ (肉厚管) に被覆されたもの</td></tr><tr><td><u>MCP</u> <u>被覆銅管</u></td><td><u>II 型銅管 M タイプ (肉薄管)</u> <u>に被覆されたもの、修繕用</u></td></tr></table> オ カ (略) (略) 附 則 この基準は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この基準は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この基準は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 2 この基準の施行日前に条例第 5 条第 1 項の承認を受けた給水装置工事については、なお従前の例による。 別表 1 第 1 給水管及び継手規格 <table><tr><th>管 種</th><th>規 格</th><th>呼び径(mm)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>CP 銅管</td><td>直管 JWWA H101</td><td rowspan="2">13. 20. 25</td><td>I 型銅管 防食テープ巻き、修繕用</td></tr><tr><td>LCP 被覆銅管</td><td>継手 JWWA H102</td><td>II 型銅管 L タイプ (肉厚管) に被覆されたもの</td></tr><tr><td>XPEP 架橋ポリエチレン管</td><td>直管 JIS K6769 K6787</td><td>13. 16. 20</td><td>M 種 屋内配管用</td></tr></table>	管 種	規 格	呼び径(mm)	備 考	CP 銅管	直管 JWWA H101 継手 JWWA H102	13. 20. 25	I 型銅管 防食テープ巻き、修繕用	LCP 被覆銅管	II 型銅管 L タイプ (肉厚管) に被覆されたもの	<u>MCP</u> <u>被覆銅管</u>	<u>II 型銅管 M タイプ (肉薄管)</u> <u>に被覆されたもの、修繕用</u>	管 種	規 格	呼び径(mm)	備 考	CP 銅管	直管 JWWA H101	13. 20. 25	I 型銅管 防食テープ巻き、修繕用	LCP 被覆銅管	継手 JWWA H102	II 型銅管 L タイプ (肉厚管) に被覆されたもの	XPEP 架橋ポリエチレン管	直管 JIS K6769 K6787	13. 16. 20	M 種 屋内配管用
管 種	規 格	呼び径(mm)	備 考																								
CP 銅管	直管 JWWA H101 継手 JWWA H102	13. 20. 25	I 型銅管 防食テープ巻き、修繕用																								
LCP 被覆銅管			II 型銅管 L タイプ (肉厚管) に被覆されたもの																								
<u>MCP</u> <u>被覆銅管</u>			<u>II 型銅管 M タイプ (肉薄管)</u> <u>に被覆されたもの、修繕用</u>																								
管 種	規 格	呼び径(mm)	備 考																								
CP 銅管	直管 JWWA H101	13. 20. 25	I 型銅管 防食テープ巻き、修繕用																								
LCP 被覆銅管	継手 JWWA H102		II 型銅管 L タイプ (肉厚管) に被覆されたもの																								
XPEP 架橋ポリエチレン管	直管 JIS K6769 K6787	13. 16. 20	M 種 屋内配管用																								

給水装置工事設計施行基準改訂 対照表

新				旧				備考欄
XPEP 架橋ポリエチレン管	直管 JIS K6769 K6787	13. 16. 20	M 種 屋内配管用		継手 JIS K6770 K6788			
	継手 JIS K6770 K6788							
PBP ポリブデン管	直管 JIS K6778 K6792	13. 16. 20	J 種 屋内配管用	PBP ポリブデン管	直管 JIS K6778 K6792 継手 JIS K6779 K6793	13. 16. 20	J 種 屋内配管用	
	継手 JIS K6779 K6793							
PP2 1 種二層ポリエチレン管	直管 JIS K6762 継手 JWWA B116 PWA 006	20. 25 40. 50	浸透防止スリーブ被覆 露出配管としない	PP2 1 種二層ポリエチレン管	直管 JIS K6762 継手 JWWA B116	20. 25 40. 50	浸透防止スリーブ被覆 露出配管としない	
HIVP 耐衝撃性硬質塩化ビニール管	直管 JWWA K118 継手 JWWA K119	13. 20. 25 40. 50. 75	メーター一次側部使用不可 (修理は可) 露出配管としない	HIVP 耐衝撃性硬質塩化ビニール管	直管 JWWA K118 継手 JWWA K119	13. 20. 25 40. 50. 75	メーター上流部使用不可（修繕は可） 露出配管としない	
PEP 水道配水用ポリエチレン管	直管 PWA 005 継手 PWA 006 PWA 007	20. 25. 40	PE100 浸透防止スリーブ被覆 メーター次側は融着にて施工	PEP 水道配水用ポリエチレン管	直管 JWWA K144 継手 JWWA K145	50. 75. 100 (20. 25. 40)	PE100 融着継手 浸透防止スリーブ被覆	
PEP 水道配水用ポリエチレン管	直管 JWWA K144 継手 JWWA K145	50. 75. 100	PE100 融着継手 浸透防止スリーブ被覆					
SSP ステンレス鋼管	直管 JWWA G115 G119 継手 JWWA G116	20. 25 40. 50	G115 ステンレス鋼管 SUS316（メーター二次側は SUS304 使用可） G119 波状ステンレス鋼管 SUS316 メーター手前は伸縮可とう継手（要溝切加工）又はプレス式にて施工	SSP ステンレス鋼管	直管 JWWA G115 G119 継手 JWWA G116	20. 25 40. 50	G115 ステンレス鋼管 SUS316 G119 波状ステンレス鋼管 SUS316 メーター手前は伸縮可とう継手にて施工	
SGP-〇〇 ライニング鋼管	直管 JWWA K116 (K132) 継手 JWWA K150	15. 20. 25 40. 50. 80A	埋設部は VD（PD）を使用 継手は、管端防食継手	SGP-〇〇 ライニング鋼管	直管 JWWA K116 (K132) 継手 JWWA K150	15. 20. 25 40. 50. 80A	埋設部は VD（PD）を使用 継手は、管端防食継手	
〇〇-DIP ダクタイル鋳鉄管	直管 JWWA G113 継手 JWWA G114	75 以上	ポリエチレンスリーブ施工	〇〇-DIP ダクタイル鋳鉄管	直管 JWWA G113 継手 JWWA G114			
SP 鋼管	直管 JWWA G117 継手 JWWA G118	80A 以上	内面エポキシ樹脂 外面ポリウレタンライニング	SP 鋼管	直管 JWWA G117 継手 JWWA G118			
その他	JIS、JWWA 規格又は、基準省令の性能基準に適合したもの							

給水装置工事設計施行基準改訂 対照表

新				旧		備考欄
〇〇-DIP ダクタイル鋳鉄管		直管 JWWA G113 継手 JWWA G114	75 以上	ポリエチレンスリーブ施工		
SP 鋼管		直管 JWWA G117 継手 JWWA G118	80A 以上	内面エポキシ樹脂 外面ポリウレタンライニング		
その他		JIS、JWWA 規格又は、基準省令の性能基準に適合したもの				
第2 使用場所による材料の選定基準						
		使 用 可 能 管 種				
公 道	横 断	LCP、SSP、PEP (PE100)、PP2、DIP				
	縦 断	LCP、SSP、PEP (PE100)、PP2、DIP				
	露 出	LCP、SSP (各管種とも要管防護)				
宅 地	メーター <u>二次側</u>	LCP、SSP、PEP (PE100)、PP2、DIP				
	メーター前後	LCP、SSP				
	メーター <u>二次側</u>	JIS、JWWA 規格又は基準省令の性能基準に適合した もの				

		使 用 可 能 管 種	
公 道	横 断	LCP、SSP、PEP (PE100)、PP2、DIP	
	縦 断	LCP、SSP、PEP (PE100)、PP2、DIP	
	露 出	LCP、SSP (各管種とも要管防護)	
宅 地	メーター <u>上流</u>	LCP、SSP、PEP (PE100)、PP2、DIP	
	メーター前後	LCP、SSP	
	メーター <u>以降</u>	JIS、JWWA 規格又は基準省令の性能基準に適合し たもの	